

○さいたま市補装具自己負担額助成事業実施要綱

平成13年 5月 1日

告示第46号

改正 平成17年 3月30日告示第245号

平成18年 9月29日告示第898号

〔題名改正〕

平成19年 3月30日告示第325号

平成25年 3月29日告示第438号

平成27年12月28日告示第1831号

平成29年10月18日告示第1475号

平成30年 8月 3日告示第1094号

(趣旨)

第1条 この告示は、補装具費の支給を受けた身体障害者及びその扶養義務者の負担の軽減を図るため、その費用の全部又は一部を助成することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成18年告示898号〕)

(定義)

第2条 この告示において「補装具費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。次条第1号において「法」という。）第76条第1項の規定による補装具費をいう。

(全部改正〔平成18年告示898号〕、一部改正〔平成19年告示325号・25年438号〕)

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、さいたま市福祉事務所設置条例（平成13年さいたま市条例第138号）により設置された福祉事務所の長から補装具費の支給の決定を受けた者で次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 補装具費の額が法第76条第2項の規定による基準額（次条において「基準額」という。）と同じ額となる者
- (2) 補装具費の支給を受けた者及びその者と同一世帯に属する者の当該年度分（4月から6月までの申請にあっては、当該年度の前年度分。以下同じ。）の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいう。以下同じ。）の所得割

の合計額が16万円以上の世帯に属する者

- 2 前項第2号の所得割の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の3の規定の例により算定するものとする。
- 3 補装具費の支給を受けた者又はその者と同一世帯に属する者が次に掲げる要件を満たす場合において、第1項第2号に規定する市町村民税の所得割の額は、当該補装具費の支給を受けた者又はその者と同一世帯に属する者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなして算定するものとする。
 - (1) 当該年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで母となった女子であること。
 - (2) 婚姻をしたことがないこと。
 - (3) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
 - (4) 地方税法第292条第1項第11号イの扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。
- 4 補装具費の支給を受けた者又はその者と同一世帯に属する者が前項第2号及び第3号に掲げる要件並びに次に掲げる要件を満たす場合において、第1項第2号に規定する市町村民税の所得割の額は、当該補装具費の支給を受けた者又はその者と同一世帯に属する者を地方税法第292条第1項第12号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。
 - (1) 当該年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで父となった男子であること。
 - (2) 地方税法第292条第1項第12号のその者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。
 - (3) 当該年度分の市町村民税の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下であること。
（全部改正〔平成18年告示898号〕、一部改正〔平成19年告示325号・29年1475号・30年1094号〕）

（助成額）

第4条 助成の額は、基準額から補装具費を控除して得た額とする。ただし、市町村民税が課されている者の属する世帯に属する者にあつては、当該控除して得た額から9,300円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零）とする。

- 2 前項ただし書の市町村民税の額の算定については、前条第2項、第3項及び第4項の規

定の例による。

(全部改正〔平成18年告示898号〕、一部改正〔平成19年告示325号・29年1475号・30年1094号〕)

(申請)

第5条 助成を受けようとする者は、補装具自己負担額助成申請書(別記様式)により市長に申請しなければならない。

(全部改正〔平成18年告示898号〕)

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、助成の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成18年告示898号〕)

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浦和市補装具交付・修理自己負担額助成事業実施要綱(平成8年浦和市制定)、大宮市身体障害者補装具交付等費用助成要綱(平成8年大宮市告示第188号)又は与野市身体障害児者に係る自己負担金助成事業実施要綱(昭和50年与野市告示第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市身体障害(児)者補装具交付(修理)更生医療に係る自己負担金に対する補助実施要綱(昭和49年岩槻市告示第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年告示245号〕)

附 則(平成17年3月30日告示第245号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日告示第898号)

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第325号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市補装具自己負担額助成事業実施要綱の規定は、平成19年4月1日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後のさいたま市補装具自己負担額助成事業実施要綱の規定は、平成19年7月1日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日告示第438号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第1831号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年10月18日告示第1475号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後のさいたま市補装具自己負担額助成事業実施要綱の規定は、平成29年9月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市補装具自己負担額助成事業実施要綱第3条及び第4条の規定は、平成29年9月1日以後の申請に係る補装具費の助成について適用し、同日前の申請に係る補装具費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年8月3日告示第1094号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後のさいたま市補装具自己負担額助成事業実施要綱の規定は、平成30年7月1日から適用する。

別記様式(第5条関係)

補装具自己負担額助成申請書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住所
申請者 氏名 ㊟
電話

次のとおり助成を受けたいので申請します。

身体障害児・者	住 所					
	氏 名		申請者との続柄()			
	生年月日					
	個人番号					
※ 世 帯 員	氏名		続柄		個人番号	
	氏名		続柄		個人番号	
	氏名		続柄		個人番号	
障 害 名						
業 者 名						
備 考						

注

別記様式（第5条関係）

（全部改正〔平成18年告示898号〕、一部改正〔平成27年告示1831号〕）